

第 2 3 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第
6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項から第 4 項までを次のように改める。

- 2 職員の昇給は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日
に、同日前で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める期間に
おけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。
- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇
給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職
員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として人事委員会の承認
を得て教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行
うことができない。

第 7 条第 5 項を削り、同条第 6 項中「第 2 項、第 3 項、第 4 項ただし
書及び前項ただし書に規定する」を「職員の」に改め、同項を同条第 5
項とし、同条第 7 項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「第 5 項」を「第
4 項」に改め、同項を同条第 7 項とする。

第 7 条の 2 中「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 2 6 条の見出し及び同条第 1 項中「給料月額」を「号給」に改める。

第 2 7 条第 2 項中「及び」を「に支給する場合には 1 0 0 分の
1 6 0、」に改め、同項ただし書中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分
の 1 1 5」に、「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 0」に改め、
同条第 3 項中「及び」を「に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 0、」

に、「100分の125」を「100分の115」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の130」を「100分の120」に、「100分の75」を「100分の72.5」に改める。

第30条第2項中「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には」を削り、同項ただし書中「100分の82.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の42.5」とあるのは「100分の22.5」と、「100分の47.5」とあるのは「」を「100分の47.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の22.5、12月に支給する場合には」に、「100分の82.5」を「100分の92.5」に、「100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	147,400	162,700	310,600
	2	148,900	164,700	313,900
	3	150,400	166,700	317,200
	4	151,900	168,700	320,500
	5	153,400	170,800	323,800
	6	155,100	173,000	327,100
	7	156,800	175,200	330,400
	8	158,600	177,400	333,700
	9	160,400	179,700	337,000
	10	162,300	182,400	339,500
	11	164,200	185,100	342,000
	12	166,200	187,900	344,500
	13	168,200	190,600	347,000
	14	170,400	192,300	349,500
	15	172,600	194,000	352,000
	16	174,800	195,700	354,500
	17	177,100	197,400	357,000
	18	179,600	199,100	359,500
	19	182,100	200,800	362,000
	20	184,600	202,600	364,500
	21	187,100	204,400	367,000
	22	188,800	206,200	369,200
	23	190,500	208,000	371,400
	24	192,100	209,900	373,500
	25	193,700	211,800	375,600
	26	195,300	213,700	377,700
	27	196,900	215,600	379,800
	28	198,500	217,600	381,900
	29	200,100	219,600	384,000
	30	201,700	222,300	386,000
	31	203,300	225,000	388,000
	32	204,900	227,700	390,000
	33	206,500	230,400	392,000
	34	208,100	233,200	393,900
	35	209,800	236,000	395,800
	36	211,500	238,900	397,700
	37	213,200	241,800	399,600
	38	214,900	244,700	401,500
	39	216,600	247,600	403,400
	40	218,300	250,500	405,200
	41	220,100	253,400	407,000
	42	221,900	256,400	408,800
	43	223,700	259,400	410,600
	44	225,500	262,500	412,400
	45	227,300	265,600	414,200
	46	229,100	268,700	416,000
	47	230,900	271,800	417,800
	48	232,700	274,900	419,500
	49	234,500	278,000	421,200
	50	236,300	281,200	422,900
	51	238,100	284,400	424,600
	52	239,800	287,600	426,200
	53	241,500	290,800	427,800
	54	243,200	294,100	429,400
	55	244,900	297,400	431,000
	56	246,600	300,700	432,600
	57	248,300	304,000	434,200
	58	249,900	307,300	435,700
	59	251,500	310,600	437,200
	60	253,100	313,900	438,700
	61	254,700	317,200	440,200
	62	256,300	320,400	441,600
	63	257,900	323,600	443,000
	64	259,500	326,700	444,400
	65	261,100	329,800	445,800
	66	262,700	332,300	447,000
	67	264,300	334,800	448,200
	68	265,800	337,300	449,400
	69	267,300	339,700	450,600
	70	268,700	342,100	451,600
	71	270,100	344,500	452,600

72	271,500	346,900	453,600
73	272,900	349,300	454,600
74	274,200	351,700	455,500
75	275,500	354,100	456,400
76	276,800	356,500	457,300
77	278,100	358,900	458,200
78	279,300	361,000	459,000
79	280,500	363,100	459,800
80	281,700	365,100	460,600
81	282,900	367,100	461,400
82	284,000	369,100	462,200
83	285,100	371,100	462,900
84	286,200	373,100	463,600
85	287,300	375,100	464,300
86	288,300	377,000	465,000
87	289,300	378,900	465,700
88	290,300	380,800	466,400
89	291,300	382,700	467,100
90	292,200	384,400	467,800
91	293,000	386,100	468,500
92	293,800	387,800	469,200
93	294,600	389,500	469,900
94	295,400	391,100	470,600
95	296,200	392,700	471,300
96	297,000	394,200	472,000
97	297,800	395,700	472,700
98	298,500	397,100	473,400
99	299,200	398,500	474,100
100	299,900	399,900	474,800
101	300,600	401,300	475,500
102	301,200	402,600	476,200
103	301,800	403,900	476,900
104	302,400	405,200	477,600
105	303,000	406,500	478,300
106	303,500	407,700	479,000
107	304,000	408,900	479,700
108	304,400	410,100	480,400
109	304,800	411,300	481,100
110	305,200	412,500	
111	305,600	413,700	
112	306,000	414,800	
113	306,400	415,900	
114	306,800	417,000	
115	307,200	418,100	
116	307,600	419,200	
117	308,000	420,300	
118	308,400	421,300	
119	308,800	422,300	
120	309,200	423,300	
121	309,600	424,300	
122	310,000	425,300	
123	310,400	426,300	
124	310,800	427,300	
125	311,200	428,300	
126		429,200	
127		430,100	
128		431,000	
129		431,900	
130		432,700	
131		433,500	
132		434,300	
133		435,100	
134		435,800	
135		436,400	
136		437,000	
137		437,600	
138		438,200	
139		438,800	
140		439,400	
141		440,000	
142		440,600	
143		441,200	
144		441,800	
145		442,400	
146		443,000	
147		443,600	
148		444,200	

149		444,700	
150		445,200	
151		445,700	
152		446,200	
153		446,700	
154		447,200	
155		447,700	
156		448,200	
157		448,700	
158		449,200	
159		449,700	
160		450,200	
161		450,700	
162		451,200	
163		451,700	
164		452,200	
165		452,700	
166		453,200	
167		453,700	
168		454,200	
169		454,700	
170		455,200	
171		455,700	
172		456,200	
173		456,700	
174		457,200	
175		457,700	
176		458,200	
177		458,700	
再任用職員	227,600	283,000	349,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(号給の切替え)

- 2 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、その者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める職員にあっては、人事委員会が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて付則別表に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

- 3 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給は、人事委員会が定める。

(施行日以後の昇給の号給数の調整)

- 4 前2項の規定により、新号給を決定される職員のうち、人事委員会が定めるものにあつては、人事委員会の定めるところにより、施行日以後の昇給の号給数を調整する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の給料月額は人事委員会が定める。
- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料月額を定められた職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料月額を定める。

(委任)

- 7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年足立区条例第66号)の一部を次のように改める。

付則第3項を削り、付則第4項を付則第3項とする。

付則別表(付則第2項関係)

幼稚園教育職員の号給の切替表

幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級		
		1級	2級	3級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
3	3月未満	1	5	1
	3月以上6月未満	2	6	2
	6月以上9月未満	3	7	3
	9月以上12月未満	4	8	4
	12月以上	5	9	5
4	3月未満	5	9	5
	3月以上6月未満	6	10	6
	6月以上9月未満	7	11	7
	9月以上12月未満	8	12	8
	12月以上	9	13	9
5	3月未満	9	13	9
	3月以上6月未満	10	14	10
	6月以上9月未満	11	15	11
	9月以上12月未満	12	16	12
	12月以上	13	17	13
6	3月未満	13	17	13
	3月以上6月未満	14	18	14
	6月以上9月未満	15	19	15
	9月以上12月未満	16	20	16
	12月以上	17	21	17
7	3月未満	17	21	17
	3月以上6月未満	18	22	18
	6月以上9月未満	19	23	19
	9月以上12月未満	20	24	20
	12月以上	21	25	21
8	3月未満	21	25	21
	3月以上6月未満	22	26	22
	6月以上9月未満	23	27	23
	9月以上12月未満	24	28	24
	12月以上	25	29	25
9	3月未満	25	29	25
	3月以上6月未満	26	30	26
	6月以上9月未満	27	31	27
	9月以上12月未満	28	32	28
	12月以上	29	33	29
10	3月未満	29	33	29
	3月以上6月未満	30	34	30
	6月以上9月未満	31	35	31
	9月以上12月未満	32	36	32
	12月以上	33	37	33

11	3月未滿	33	37	33
	3月以上6月未滿	34	38	34
	6月以上9月未滿	35	39	35
	9月以上12月未滿	36	40	36
	12月以上	37	41	37
12	3月未滿	37	41	37
	3月以上6月未滿	38	42	38
	6月以上9月未滿	39	43	39
	9月以上12月未滿	40	44	40
	12月以上	41	45	41
13	3月未滿	41	45	41
	3月以上6月未滿	42	46	42
	6月以上9月未滿	43	47	43
	9月以上12月未滿	44	48	44
	12月以上	45	49	45
14	3月未滿	45	49	45
	3月以上6月未滿	46	50	46
	6月以上9月未滿	47	51	47
	9月以上12月未滿	48	52	48
	12月以上	49	53	49
15	3月未滿	49	53	49
	3月以上6月未滿	50	54	50
	6月以上9月未滿	51	55	51
	9月以上12月未滿	52	56	52
	12月以上	53	57	53
16	3月未滿	53	57	53
	3月以上6月未滿	54	58	54
	6月以上9月未滿	55	59	55
	9月以上12月未滿	56	60	56
	12月以上	57	61	57
17	3月未滿	57	61	57
	3月以上6月未滿	58	62	58
	6月以上9月未滿	59	63	59
	9月以上12月未滿	60	64	60
	12月以上	61	65	61
18	3月未滿	61	65	61
	3月以上6月未滿	62	66	62
	6月以上9月未滿	63	67	63
	9月以上12月未滿	64	68	64
	12月以上	65	69	65
19	3月未滿	65	69	65
	3月以上6月未滿	66	70	66
	6月以上9月未滿	67	71	67
	9月以上12月未滿	68	72	68
	12月以上	69	73	69
20	3月未滿	69	73	69
	3月以上6月未滿	70	74	70
	6月以上9月未滿	71	75	71
	9月以上12月未滿	72	76	72
	12月以上	73	77	73
21	3月未滿	73	77	73
	3月以上6月未滿	74	78	74
	6月以上9月未滿	75	79	75
	9月以上12月未滿	76	80	76
	12月以上	77	81	77

22	3月未滿	77	81	77
	3月以上6月未滿	78	82	78
	6月以上9月未滿	79	83	79
	9月以上12月未滿	80	84	80
	12月以上	81	85	81
23	3月未滿	81	85	81
	3月以上6月未滿	82	86	82
	6月以上9月未滿	83	87	83
	9月以上12月未滿	84	88	84
	12月以上	85	89	85
24	3月未滿	85	89	85
	3月以上6月未滿	86	90	86
	6月以上9月未滿	87	91	87
	9月以上12月未滿	88	92	88
	12月以上	89	93	89
25	3月未滿	89	93	89
	3月以上6月未滿	90	94	90
	6月以上9月未滿	91	95	91
	9月以上12月未滿	92	96	92
	12月以上	93	97	93
26	3月未滿	93	97	93
	3月以上6月未滿	94	98	94
	6月以上9月未滿	95	99	95
	9月以上12月未滿	96	100	96
	12月以上	97	101	97
27	3月未滿	97	101	97
	3月以上6月未滿	98	102	98
	6月以上9月未滿	99	103	99
	9月以上12月未滿	100	104	100
	12月以上	101	105	101
28	3月未滿	101	105	101
	3月以上6月未滿	102	106	102
	6月以上9月未滿	103	107	103
	9月以上12月未滿	104	108	104
	12月以上	105	109	105
29	3月未滿	105	109	
	3月以上6月未滿	106	110	
	6月以上9月未滿	107	111	
	9月以上12月未滿	108	112	
	12月以上	109	113	
30	3月未滿	109	113	
	3月以上6月未滿	110	114	
	6月以上9月未滿	111	115	
	9月以上12月未滿	112	116	
	12月以上	113	117	
31	3月未滿	113	117	
	3月以上6月未滿	114	118	
	6月以上9月未滿	115	119	
	9月以上12月未滿	116	120	
	12月以上	117	121	
32	3月未滿	117	121	
	3月以上6月未滿	118	122	
	6月以上9月未滿	119	123	
	9月以上12月未滿	120	124	
	12月以上	121	125	

33	3月未満	121	125	
	3月以上6月未満	122	126	
	6月以上9月未満	123	127	
	9月以上12月未満	124	128	
	12月以上	125	129	
34	3月未満	125	129	
	3月以上6月未満	125	130	
	6月以上9月未満	125	131	
	9月以上12月未満	125	132	
	12月以上	125	133	
35	3月未満		133	
	3月以上6月未満		134	
	6月以上9月未満		135	
	9月以上12月未満		136	
	12月以上		137	
36	3月未満		137	
	3月以上6月未満		138	
	6月以上9月未満		139	
	9月以上12月未満		140	
	12月以上		141	
37	3月未満		141	
	3月以上6月未満		142	
	6月以上9月未満		143	
	9月以上12月未満		144	
	12月以上		145	
38	3月未満		145	
	3月以上6月未満		146	
	6月以上9月未満		147	
	9月以上12月未満		148	
	12月以上		149	
39	3月未満		149	
	3月以上6月未満		150	
	6月以上9月未満		151	
	9月以上12月未満		152	
	12月以上		153	
40	3月未満		153	
	3月以上6月未満		154	
	6月以上9月未満		155	
	9月以上12月未満		156	
	12月以上		157	
41	3月未満		157	
	3月以上6月未満		158	
	6月以上9月未満		159	
	9月以上12月未満		160	
	12月以上		161	
42	3月未満		161	
	3月以上6月未満		162	
	6月以上9月未満		163	
	9月以上12月未満		164	
	12月以上		165	
43	3月未満		165	
	3月以上6月未満		166	
	6月以上9月未満		167	
	9月以上12月未満		168	
	12月以上		169	

(提案理由)

幼稚園教育職員の給料表の構造及び昇給の基準を見直し、期末及び勤勉手当の支給率を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。